



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

## 事務所通信・スターダスト 2012年10月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)  
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414  
TEL 047-322-5239

### 1 通信送付のご挨拶

謹啓 爽秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年9月に発行を開始したこの事務所通信も1年を過ぎました。毎月記事を書き、印刷し、発送をする作業をすべて私一人でやっております。毎月というペースは正直かなり大変です。しかし編集者時代に養った文章力と時間管理能力で、これからも皆様にホットで有益な情報提供を続けてまいりたいと思います。本業はいうまでもなく。

これから朝夕冷えてまいりますので、体にはくれぐれもお気をつけください。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) いちかわ産フェスタにスタッフとして、行政書士として、参加しました！



9月2日、千葉県立現代産業科学館にて市川商工会議所が主催する第8回いちかわ産フェスタに実行委員会スタッフとして本年も参加いたしました。当日は午前中雨が降る中、パフォーマンス出演者を控え室からステージへと誘導する係を務めました。

午後から晴天になり、来場者の数も増えました。私は千葉県行政書士会葛南支部のブースで、行政書士として制度のアピール、無料相談を行いました。当日9名の相談者があり、そのうち2名の方のご相談に応じました。16時に終了後は、市川 YEG のメンバーと力をあわせて

撤収作業を行いました。

皆様のご協力のおかげで、本年も無事にいちかわ産フェスタを開催することができました。ありがとうございました。

#### (2) 会社法務・国際業務研究部会において本年3回目の講師を務めました！

15日午後、船橋市勤労市民センター第1会議室において、行政書士会葛南支部の第1回会社法務・国際業務研究部会が開催され、私はその中で講師を務めさせていただきました。30名の以上の会員にご出席いただきました。

内容は、3部構成で国際業務に関するお話をさせていただきました。私は「改正入管法、本格始動！ ～どうなる今後の入管業務～」というタイトルで法改正に関する伝達的な事項を行政書士業という観点から説明をいたしました。

本編に入る前に、私が日頃ご相談をお受けしている国際業務の中で、実際にあった陥りやすい危険なことをお話ししました。本年に入って3回目の講師の機会ということで、皆様の前でお話することにも少しずつですが上達でき、実務者としての本音をお話することができるようになりました。今後とも積極的に皆様の前で、お話をしていきたいと思っております。



#### (3) 経営者を軸にした新しい異業種交流会を立ち上げます！！

10月より、一業種一人の異業種交流会 BNI を新たに立ち上げることになりました。開催場所は都内市ヶ谷のグラン

ドヒル市ヶ谷で金曜日の朝に行います。開始数カ月はメンバーを集めるために事前登録説明会を行います。発起人の一人として、売上を伸ばしていきたいという方をお誘いさせていただきます。また、皆様のご友人で売上を伸ばしていきたい経営者の方々をご紹介いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

#### (4) BNI ディレクター研修を受講いたしました

18、19日の両日、三鷹市の日本ビーエヌアイ本部において、異業種交流会の立ち上げ、運営の補助、教育を行うディレクターコンサルタントになるため研修会に出席し、修了いたしました。ディレクターとして今後都内を中心に動いていきます。異業種交流会を立ち上げたい方は是非ご相談下さい。

#### (5) NPO 成年後見支援センターの研修会に参加しました

26日午後、NPO 法人千葉県成年後見支援センターの実務研修会に研修委員として参加しました。NPO 会員による事例研究・発表と小田弁護士による「任意後見及び法定後見のそれぞれの活用上の留意事項」を学びました。

## 3 業務インフォメーション

### 1) 変わりました！「著作権法改正等」について

本年の通常国会で「著作権法の一部を改正する法律」が可決成立しました。デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権の利用形態の多様化が進む一方、違法利用・違法流通が常態化したことに対応することが背景にあります。

改正の概要は以下の通りです。(1)いわゆる「写り込み」(付随対象著作物の利用)等に係る規定の整備(2)公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備(3)著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備(4)違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備。

(4)について、違法に配信されているものであることを知りながら有償の音楽又は映像を私的使用目的で複製する行為について罰則を設け本年10月1日から施行することを、すでにTV等で啓発しているのでご存知の方も多いかもありません。

著作権に関するご相談は、文化庁登録の著作権相談員である当事務所代表までお問い合わせ下さい。

### 2) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

### 3) 森林の土地を取得したとき届出が必要になっています！

平成24年4月より、森林の土地を取得した時には、所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行う制度が始まっています。相続の場合も、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。届出書には土地の位置を示す図面、登記簿謄本等が必要になります。詳しくは、役場や県又は出先機関の林務担当まで。当事務所で届出書の作成代行も行います。

### 4) 「セーフティバス」をご存知ですか？

北陸の高速ツアーバス陸援隊の痛ましい事故、いや違反事件についてまだ記憶に新しいところだと思います。ツアーバスには23年8月よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度があるのをご存知でしょうか。この制度は貸切バス事業者の安全性に対する取組状況等を評価・認定する制度です。より安全性の高い貸切バス事業者をお選びいただく際の指標としてご活用ください。認定された貸切バスには「セーフティバス」マークが掲示されています。

法令遵守は私たち法律家の大きな役割です。法令遵守チェックに関するご相談を承っております。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239